

## 陳 情 文 書 表

令 5 陳 情 第 1 号	令 和 5 年 2 月 7 日 受 理
件 名	重度障がい者の医療費助成に関する陳情
陳 情 者	横浜市神奈川区台町7-2 ハイツ横浜403号 特定非営利活動法人 神奈川県腎友会 会長 府録 譲治
陳 情 の 要 旨	
<p>神奈川県は2008年に、重度障害者医療費助成制度の内容を変更して、障がい重複者を除く重度障がい者に、窓口負担、年齢制限、所得制限の3条件を逐次附帯しました。結果として、重度障がい者は在住市町村の同種制度に頼らざるを得なくなりました。</p> <p>特に透析患者の場合、慢性腎臓病（CKD）や糖尿病と闘いながら生活し、65歳以上になってから透析導入に至り障がい者となる者が多くいます。また、透析導入平均年齢も70.88歳（2020年12月末・一般社団法人日本透析医学会調査）であり、少ない年金収入に頼って生活する者が多く、重度障害者医療費助成制度は安心して医療を受ける上で大変必要な制度です。</p> <p>秦野市におかれましては、私たち障がい児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう、御配慮を頂けますようお願い申し上げます。</p> <p>陳情事項</p> <p>障がい児者・透析患者が安心して医療が受けられるよう重度障がい者に対する医療費の助成をすること。</p>	